

2017年6月28日
株式会社かんぽ生命保険
第一生命保険株式会社

第一生命保険株式会社の経営者向け介護保障定期保険「TOP PLAN エクシードU」の

株式会社かんぽ生命保険での販売に関するお知らせ

株式会社かんぽ生命保険(取締役兼代表執行役社長:植平光彦、以下「かんぽ生命」)と第一生命保険株式会社(代表取締役社長:稲垣精二、以下「第一生命」)は、2017年6月30日から、かんぽ生命において、第一生命の経営者向け介護保障定期保険「TOP PLAN エクシードU」(正式名称:5年ごと配当付生活障害年金定期保険)を発売いたします。

これにより、かんぽ生命は、法人向け商品のラインナップの充実を図り、経営者が要介護状態等になった場合に必要な資金の確保をしたい法人顧客ニーズへの対応も可能となることで、かんぽ生命のお客さまの利便性を高めることができます。

一方、第一生命では、「TOP PLAN エクシードU」を、全国主要都市に法人向けの販売チャネルを有するかんぽ生命に販売を委託することで、経営者向けの保険市場における競争力をより一層高めることが可能になります。

かんぽ生命及び第一生命は、今後も両社の国内生命保険事業に関する協力関係を強固にし、より良い商品・サービスの提供、拡大を検討していくことでお客さまのさまざまなニーズにお応えしていきます。

以上

「TOP PLAN エクシードU」の概要

	【正式名称】 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
	【販売名称】 TOP PLAN エクシードU

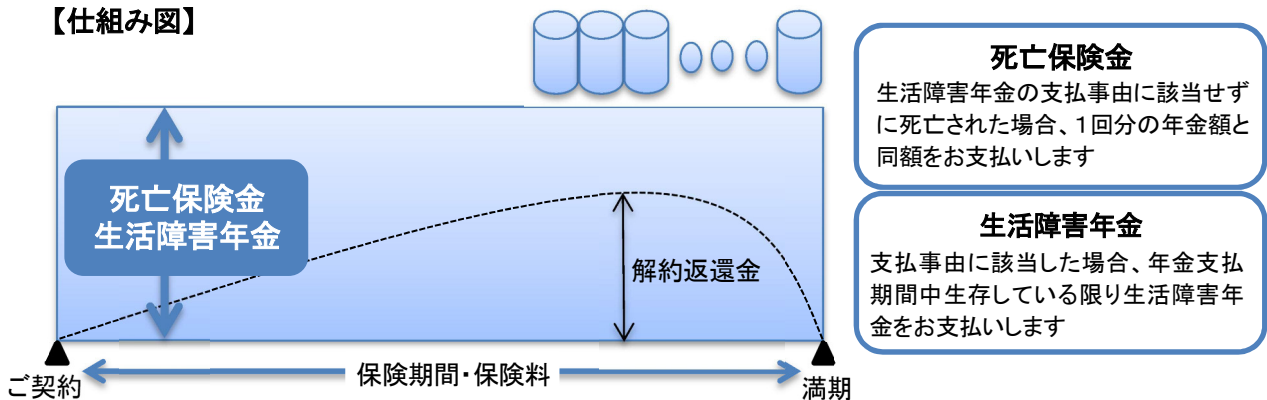
【特徴】

ポイント1 経営者の介護等のリスクに年金で備えることができる。

ポイント2 事業資金や退職慰労金等の確保に解約返還金をご活用いただくことができる。^(※1)

^(※1) 経過年月数によっては、解約返還金がまったくないか、あってもごくわずかの場合があります。

【仕組み図】



【給付内容】

契約年齢により2つの型を取り扱います。

契約年齢	契約の型	お支払いする年金・保険金	支払事由	金額
20歳～39歳	障害・介護型	死亡保険金	第1回の生活障害年金の支払日前の保険期間中に死亡したとき	1回分の年金額と同額
		生活障害年金	つぎのいずれかの事由に該当したとき 【生活障害年金（障害）】 身体障害者福祉法における1級の身体障害者手帳の交付を受け、年金支払期間中に生存している場合 【生活障害年金（介護）】 公的介護保険において要介護2以上と認定され、年金支払期間中に生存している場合	年金額
40歳～70歳	介護型	死亡保険金	第1回の生活障害年金の支払日前の保険期間中に死亡したとき	1回分の年金額と同額
		生活障害年金	【生活障害年金（介護）】 公的介護保険において要介護2以上と認定され、年金支払期間中に生存している場合	年金額

※生活障害年金と死亡保険金は重複しては支払いません。

※生活障害年金は、複数の支払事由に該当しても重複しては支払いません。

※生活障害年金の支払事由に該当した場合、以後の保険料払込は不要となります。

【年金支払期間】

生活障害年金の年金支払期間は5年・10年・15年のうちから選択いただきます。

※契約年齢によっては選択できない年金支払期間があります。

【契約形態】

契約者＝法人のみ取り扱います。

公的介護保険の「要介護2以上」および身体障害者福祉法の「1級」の記載は、2017年6月時点の法令等にもとづくものです。将来、法令等が改正された場合、これらの表現があてはまらなくなることがあります。

この資料は2017年6月30日よりかんぽ生命で販売する商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したのではなく、保険募集に際して使用することを目的として作成されたものではありません。検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また、契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。